お取引各社様へ

横浜市緑区鴨居４丁目 63 番５号
宮内建設　株式会社

ご請求書に関するお願い

皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度従来の販売形式を取り止め、**弊社ホームページ上から書式をダウンロードし、**
ご提出頂く方法に変更致しました。
恐縮ではございますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

★「指定請求書」取扱いについてのお願い

① 弊社ホームページ「協力会社の皆様へ」から、「指定請求書（入力用）」の書式ダウンロードをお願い致します。
必要事項を入力頂き、**２枚目**を郵送またはメールにてご提出ください。（1 枚目は御社お控えとなります）
郵送先：横浜市緑区鴨居３丁目 42-2　（現在、事務所を仮移転しております。）
メール：m-keiri@miyauchi.co.jp（各現場ごとに PDF 化し、添付のうえご送付お願いいたします。）

② 現場ごと（1 現場に指定請求書１組）に請求して下さい。
※取引コード・各現場の工事番号を記入して下さい。（本社担当又は現場担当者に確認して下さい）
※御社請求書又は内訳書等を添付する場合は、指定請求書の内訳欄に「別紙内訳書」とし、
各現場ごとに２部（コピー可）添付して下さい。
※現場が複数ある場合は、総括表（書式指定なし）を必ず添付して下さい。

③ 請求書は「５日締め・７日必着」または「月末締め・翌月７日必着」でお願い致します。
７日必着が間に合わない場合には、７日正午までに下記連絡先にお問い合わせください。
※７日が日・祝日の場合は翌営業日。（GWや夏季・年末年始等の休暇の際も同様となります。）
※弊社指定請求書以外で送付された場合は、弊社よりご連絡しますので指定請求書で再提出を
お願い致します。その場合も７日必着でお願い致します。

【注意事項】
※以下に該当する請求書は、翌月分扱いとなり、支払いが１ヶ月遅れとなりますのでご了承下さい。
・弊社指定請求書以外の請求書　　・必着日以降に届いた請求書
・現場に郵送されて必着日以降、本社に転送された請求書等
※お支払金額が税込 1 万円未満の場合は、弊社にて振込手数料を負担致します。

【支払条件】（基本）
※請求書７日必着　「5 日〆、翌 20 日支払（又は月末〆、翌々20 日支払）」
・労務（直営を除く）　・・・・・・・・・・・・・・・・　現金 100%
・ガードマン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　現金 100%
・材料．機械．リース．外注．燃料．残土処理
１ヵ月のご請求が、**合計　税込３０万円未満**　・・・・　現金 100%
１ヵ月のご請求が、**合計　税込３０万円以上**　・・・・　現金 50%・でんさい 50%（サイト 60 日）
※ご請求金額が税込 10 万円以上の場合、安全協力会費として 0.3%を控除させて頂きます。
※「でんさい」の受取に関する情報の書式は、弊社 HP よりダウンロードして頂きご提出ください。

◎ご不明な点がありましたら、下記までご連絡下さい。

担　当：総務部　土井（045-934-2691）